

知多市手話言語条例の概要

1 条例の背景

言語は、お互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせないものです。

手話言語は、音声言語と同様に一つの言語であり、ろう者は、手話言語を大切に育んできましたが、これまで言語として認められず、不便や不安を感じながら暮らしてきました。

このような状況の中で、条約や法律で、「手話」が「言語」として位置付けられましたが、その認識は、広く共有されているとはいえません。

そこで、知多市は、手話言語の理解を図り、普及啓発を通じて、市民一人ひとりが共に支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すため、この条例を制定するものです。

2 目的

手話言語の理解及び普及並びに手話言語の使用しやすい環境の整備に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、ろう者を含む全ての市民が共生することができる地域社会の実現を目的とします。

3 定義

手話言語とは、手や指の動き、表情を使って視覚的に表現する独自の文法を持った言語をいいます。

ろう者とは、聴覚に障がいがある者のうち、手話言語を使い、日常生活又は社会生活を営むものをいいます。

4 基本理念

市、市民及び事業者は、手話言語の特性を認識し、かつ、ろう者が手話言語を獲得し、意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、手話言語の理解及び普及並びに手話言語の使用しやすい環境を整備し、地域共生社会の実現を目指すものとします。

5 市の責務

市は、基本理念に基づき、手話言語に対する市民の理解及び普及を図るとともに、日常生活や地域における社会参加において手話言語が使用できる環境の整備を図るため必要な施策を講じます。

6 市民及び事業者の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努め、事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。

7 施策の推進

市は、障害者計画及び障害福祉計画において、手話言語の理解及び普及並びに手話言語の使用しやすい環境の整備のために必要な施策を定め、総合的かつ計画的に推進するものとします。

8 施行年月日

令和2年4月1日

